

序章

第1章

第2章

第3章 計画の基本方針

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

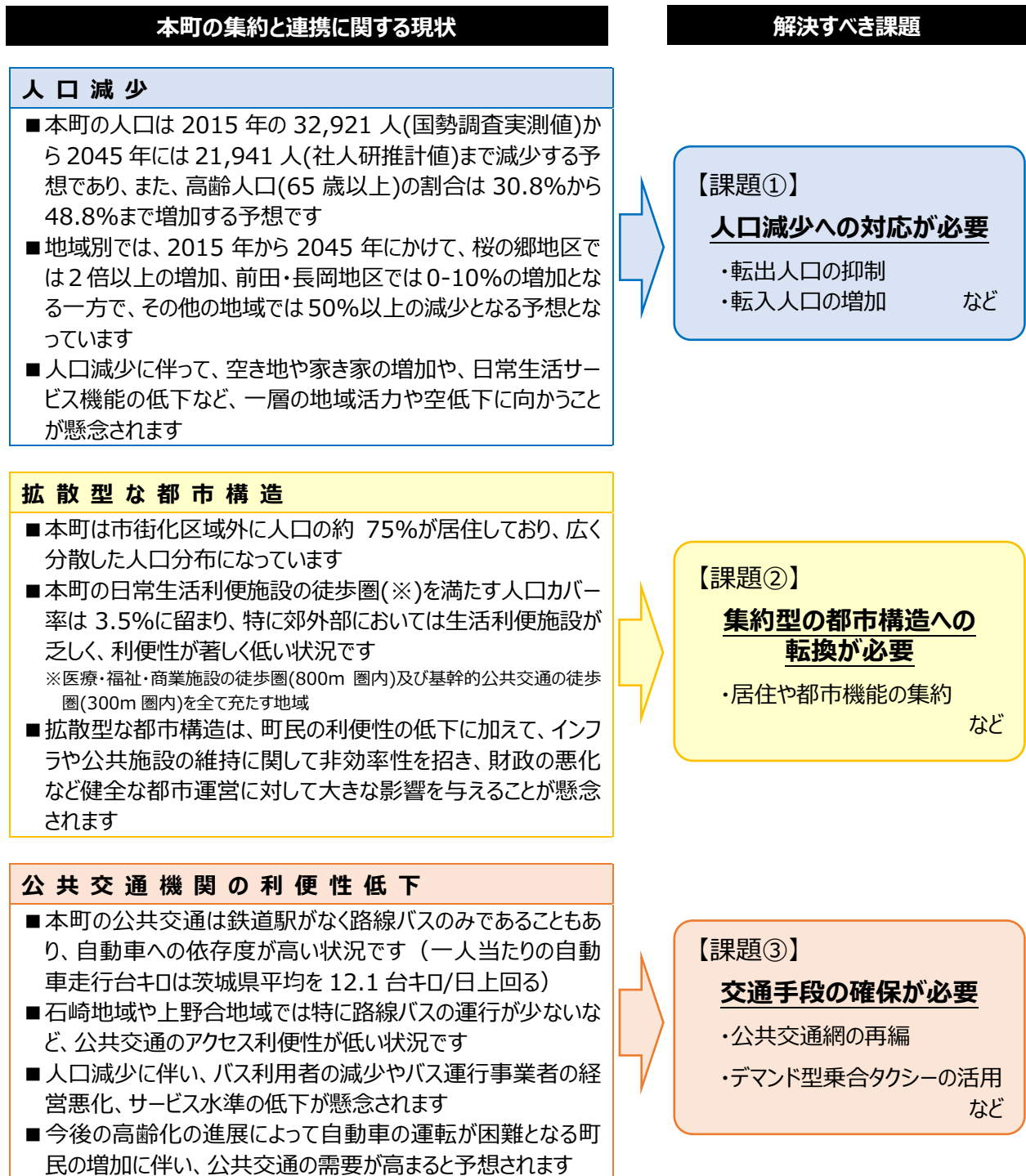
第8章

第3章 計画の基本方針

1. 集約と連携の基本方針

コンパクトシティの実現に向けて、本町の集約と連携に関する現状や課題を踏まえ、本町のまちづくりの方針を次の通り設定しました。

(1) 本町の集約と連携に関する現状と課題



(2) まちづくりの方針

本町が抱える3つの主要課題についてそれぞれを解決し、本町の集約と連携のまちづくりを進めるための方針を次の通り設定します。これらの方針を軸に誘導区域を設定し、各種関連計画との連携・整合を図りながら取り組むこととします。

人口 : 課題① 人口減少への対応

集約 : 課題② 集約型都市構造への転換

交通 : 課題③ 交通手段の確保

【方針①】市街地への集約

人口

集約

◆方針①-1 都市拠点の配置

・各種の高次な都市機能が集積する桜の郷地区[※]及び前田・長岡地区[※]、行政サービス等の公共公益施設が集積する小堤・奥谷・小鶴地区[※]を拠点市街地として、それぞれこれらの都市機能を中心として立地や集積を図るため「都市拠点」を配置します

※地区の名称及びエリアは総合計画等の上位計画による位置づけに基づく

◆方針①-2 中心拠点の配置

・本町の拡散した居住をできるだけ集約するため、都市拠点の周辺に住宅の集積を促進する「中心拠点」を配置します

【方針②】市街地（都市拠点・中心拠点）間の連携

人口

集約

交通

◆方針②-1 公共交通ネットワークの形成

・都市拠点や中心拠点への都市機能や居住の誘導の進展に合わせて、バス路線の再編を行い、市街地間を結ぶ路線を段階的に増やすなど、利便性の高い公共交通で結ばれたコンパクトなまちづくりを推進します

◆方針②-2 自動車に過度に依存しないまちの形成

・歩行空間や自転車利用環境の整備を図り、自動車に依存し過ぎないまちづくりを推進します

【方針③】郊外部における集落の維持

人口

◆方針③-1 集落の生活環境維持

・本町は市街化区域がごく一部の地域に限られており、市街化区域外に人口の約75%が広く分散して居住していることを踏まえ、郊外部における生活環境についても維持を図っていきます

【方針④】市街地と郊外部の連携

集約

交通

◆方針④-1 バス路線を利用した交通利便性の向上

・市街地と郊外部を利便性の高い公共交通で結び、郊外部の利便性向上と都市拠点における各種需要の増加を図ります

◆方針④-2 新たな交通手段の拡大

・公共交通の不便な地域や交通弱者の移動手段を確保するため、デマンド型乗合タクシーの活用や、路線バスへの乗換ターミナルとして機能する自転車駐輪場の整備により自転車の利用促進を図るなど、新たな交通手段を拡充し、交通利便性の向上を図ります

2. 目指すべき都市の骨格構造

本町においては次のような都市構造を目指し、集約と連携のまちづくりを推進していきます。

【市街地ゾーン】

- 水戸市の市街地に近接し、主要幹線道路網に恵まれ、基幹的な都市機能が充実した北部～中央部に拠点的な機能を集約していきます
→桜の郷地区、前田・長岡地区、小堤・奥谷・小鶴地区において、都市機能の集積を図る「都市拠点」、居住の集約を図る「中心拠点」を配置します

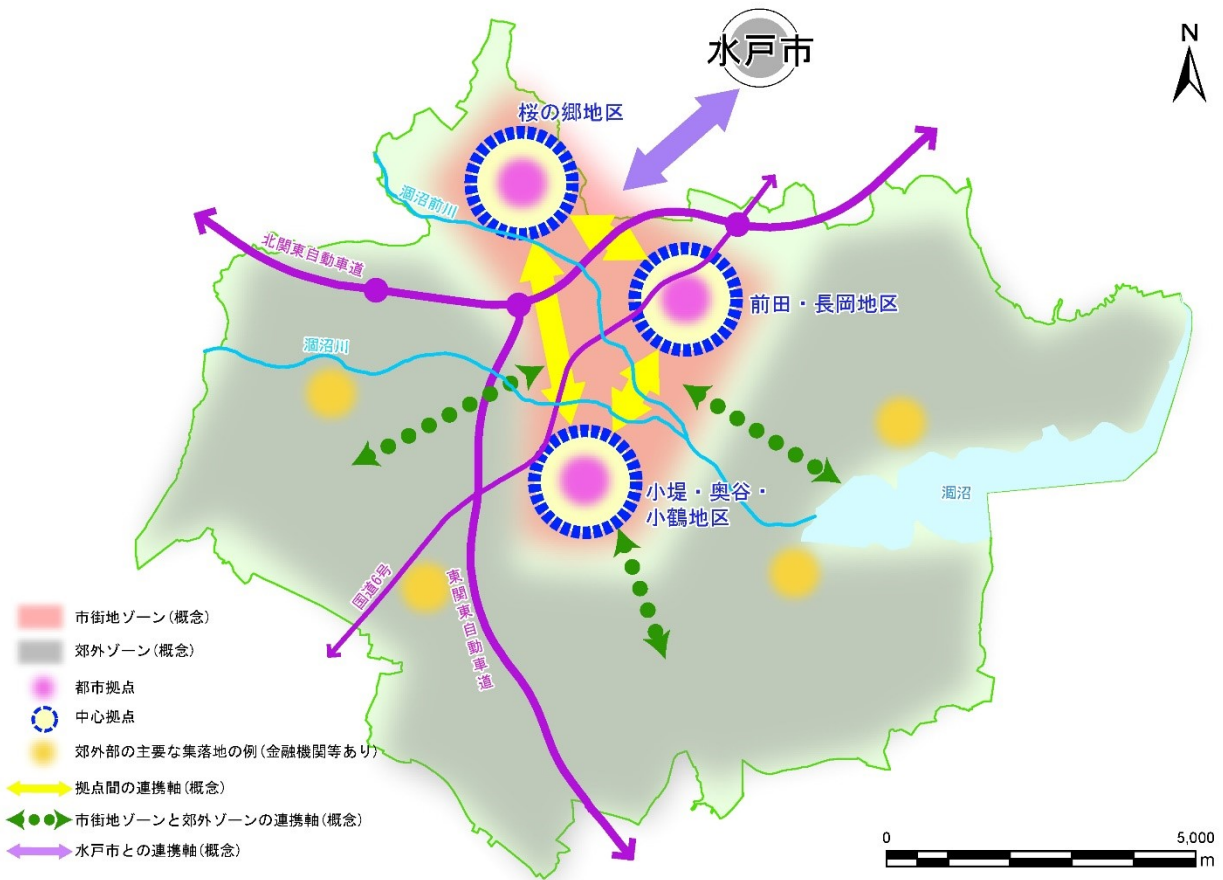
【郊外ゾーン】

- 市街地ゾーンを取り囲むように一団の農地や山林が多く、涸沼や河川で分断された農村集落が広がる地域で、良好な集落環境の維持を図っていきます

【連携軸】

- 市街地ゾーンと郊外ゾーン双方の連携を図ることで市街地ゾーンに集積する都市機能の利用促進と需要創出を図るほか、隣接する水戸市の高次の都市機能を活用します

茨城町が目指す都市構造のイメージ



(1) 拠点地域（市街地ゾーン）における方針

拠点的な機能を集約する各地区について、総合計画等の上位・関連計画での位置づけや、土地利用の実態等それぞれの特性を踏まえ次の通り役割を定め、それに応じて適切に各種都市機能や居住の誘導を進めていきます。

地 区	役 割
桜の郷地区	高次な医療・福祉・商業施設や計画的に整備された住宅地を生かして、既存ストックの活用や未利用地への適切な施設の誘致、良好な住環境の維持・向上を図り、都市としての魅力を高める
前田・長岡地区	複合商業施設や大規模商業施設の集積や、交通利便性を生かして、さらなる都市機能の強化及び周辺地域からのアクセス性を向上させ、都市的発展を牽引する
小堤・奥谷・小鶴地区	身近な商店や公共公益施設を生かし、既存の都市機能を維持し、町民の日常生活や行政サービスの利便性向上を図る

※集約を図る具体的な区域や方針については、「2. 誘導施区域・誘導施設等の方針」で後述します。

(2) 拠点以外の地域（郊外ゾーン）における方針

本町は市街化区域外に人口の約75%が広く分散して居住しており、本計画で定める拠点以外の地域についても住宅地や農村集落が存在しています。これらの拠点以外の地域については、拠点となる地域と比べて人口密度が低いことから、今後の少子高齢化や人口減少の進展により商業施設等の撤退や空き地・空き家の増加、耕作放棄地の発生などにより住環境が悪化する可能性があります。

本計画では、拠点とする地域への都市機能や居住の集約を目指すものの、全てを拠点内に誘導するのではなく、農村集落などについては、既存の計画や他部門との連携により、今後も既存の住環境や地域コミュニティなどの維持を図ります。

農村集落の環境維持に向けた取組み

① 拠点地域へのアクセス可能な交通ネットワークの形成

本町の公共交通である路線バスを利用した拠点地域へのアクセス性を確保することで、拠点内に立地する都市機能を利用しやすい環境の整備を図ります。また、公共交通を補完する新たな交通手段の確保としてデマンド型乗合タクシーの活用や自転車等を促進していきます。

② 良好な集落環境の維持

農村集落においては自然に囲まれた良好な集落環境を維持するとともに、農業等の生産活動等の互助関係の中で醸成されてきた地域コミュニティの維持を図ります。

③ 空き地・空き家の活用

茨城町わくわく茨城生活実現事業[※]や茨城町空き家バンク制度などによる空き地・空き家の活用を推進し、良好な集落環境の維持や都市部からの移住先や流出した若者のU・Iターン先としての活用を図り、人口減少の抑制を目指します。

※東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）から茨城町に移住し、要件に合致した場合に移住支援金を交付するもの

(3) 公共交通等による連携方針

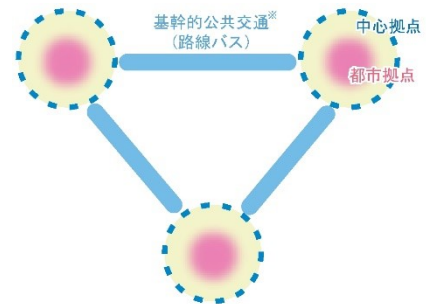
持続可能なまちづくりを進めるためには、都市機能や居住の集約とともに、拠点間や拠点とその周辺を結ぶ充実した公共交通網を形成していくことが重要です。

本町では次のような連携方針により公共交通の利用環境を向上させることによって、町民などが利用しやすい持続可能な公共交通を目指します。

連携方針① 拠点間の連絡確保

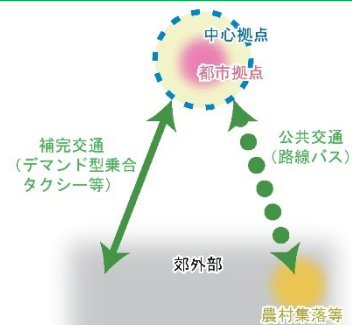
- 3 市街地の各拠点が利便性の高い公共交通(路線バス)で結ばれた交通ネットワークで各拠点の都市機能を相互補完的に利用できるよう、拠点間の連携を促進します

※基幹的公共交通とは、30 本/日以上又はピーク時運行数片道 3 本/時以上の路線バス



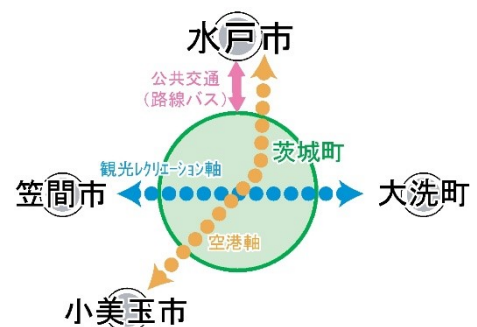
連携方針② 郊外部における連絡確保

- 農村集落等の郊外部に暮らす町民が各拠点の都市機能を利用しやすいよう、拠点と郊外部を連絡する公共交通(路線バス)を整備し、郊外部の生活利便性の維持・向上を図ります
- 合わせて、デマンド型乗合タクシー等の新たな交通手段の確保を図り、高齢者等の交通弱者の移動を補完します



連携方針③ 周辺都市との連絡確保

- 水戸市の高次な都市機能を利用しやすくするため、幹線道路網による公共交通(路線バス)での連携を図ります
- 観光都市である笠間市と大洗町に位置し、また小美玉市に立地する茨城空港と水戸市に位置する本町の地の利を生かし、観光客やレクリエーション利用者、空港利用者に本町にも立ち寄ってもらえるよう「観光レクリエーション軸」及び「空港軸」を強化することで、本町の魅力向上や来訪者の増加につなげます



連携方針④ 歩行空間・自転車利用環境の整備

- 都市拠点を中心として、広幅員歩道など、安心して歩行できる空間の整備を推進していきます
- 本町は比較的平坦地が多く高低差が少ないため自転車の利用条件に恵まれていることから、日常生活における自転車の利活用の推進を目指す「茨城町自転車活用推進計画」と連携を図りながら、公共交通の利用と合わせて過度に自動車に依存しないまちづくりを進めます
- 拠点にある主要な施設(役場、病院、複合商業施設など)に乗換ターミナルとして自由に利用できる自転車駐輪場を設け、自転車と基幹的公共交通(路線バス)が利用しやすいようにします

自転車と公共交通の連絡イメージ

